

## 公益財団法人日本バレーボール協会 2017 年度臨時評議員会 概要

1 日 時：2017 年 8 月 2 日(水) 14:00～16:00

2 会 場：日本バレーボール協会 会議室

3 出席者：

評議員総数 15 名

出席評議員 15 名

西川友之、梅野實、遠藤俊郎、杉山明美、木高譲、下村英士、田村悦智子、  
中島茂、福田順一、不老浩二、三屋裕子、柳橋武、山岸英一、山田道人、  
山本章雄

監事総数 3 名

出席監事 1 名

西川秀人

理事総数 15 名

出席理事 8 名

林孝彦、志水雅一、嶋岡健治、鳥羽賢二、桐原勇人、鍛冶良則、岡野貞彦、  
小柴滋

4 議 長：西川友之

5 決議事項

第 1 号議案 定款の変更について

6 議事の経過の要領及びその結果

議長が開会を宣し、本評議員会は、定款 24 条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。続いて、議事録記名押印評議員に杉山評議員、山本評議員を選出した。議事開始前に林代表理事より、評議員会運営規程に基づく会議進行補助のための事務局員の同席、及び代表理事又は担当理事に代わる事務局員による案件説明実施について議長の許可を受けたいとの発言があり、議長は事務局員の同席と発言を許可した。

(1) 定款の変更について

定款の変更について以下の説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

■定款の改定についての説明の前段として、これまでの会長候補者の選考状況の報告が行われた。

前回、6月15日に開催された、2017年度第3回理事会（臨時）にて、新会長を選考するためのワーキンググループを結成することが決定された。6月26日にワーキンググループを開催したが、まずは評議員会との早急な意見交換の場が必要不可欠との結論に至り、7月4日に緊急の評議員・理事懇談会を開催し、新会長の人事に関する意見交換を行った。

評議員・理事懇談会では忌憚のない意見交換が行われ、評議員から「現理事19名の中から会長を選出するべきではないか。」との意見が出された。また、理事からは、「バレーボール界の中から会長を選ぶことが望ましいのでは」という意見も挙がった。

ワーキンググループでは、経済界からの候補者も含め検討したが、評議員からの意見を受け、理事19名の中から会長候補を選出する方向で検討したところ、嶋岡副会長の名前が挙がった。意向を打診したところ、嶋岡副会長からは「バレーボール界のために、貢献したい気持ちはあるが、自分が引き受けることが出来るかを検討したい。現在Vリーグ機構の会長としてスーパーリーグ構想を推し進めている中で、Vリーグ機構の承諾なくして、会長候補になるのは難しい。」と返答があった。その後、7月12日にVリーグ機構の理事会が開催され、嶋岡氏をJVA会長に推挙することについて議論が行われたが、Vリーグ機構の出席理事の総意で賛同が得られた。

また、Vリーグ機構の理事も兼任している林代表理事より、7月12日のVリーグ機構の理事会の状況が報告された。嶋岡副会長が会長の有力候補として名前が挙がっている事を報告した。それに対して理事から現状のJVAの体制について厳しい意見をいただく中、嶋岡副会長が会長にふさわしい理由として、「バレー界を代表するオリンピック」であり、「Vリーグ機構の会長として関係各企業・協賛会社との良好な関係を維持している。」「木村前会長と協調してVリーグ機構の運営を行ってきたことで、JVAの運営にも精通している。」「2020東京オリンピックの成功に向けた組織運営を期待できる。」「バレーボール界の発展のため、JVAとVリーグ機構が連携・協調し、支えていく象徴となれる。」点について説明をし、最終的には嶋岡氏がJVAとVリーグ機構の会長を兼務することについて、出席理事12名の全員に支持をいただいた。

■上記の経過が報告された後、7月25日に開催された臨時理事会の状況が報告された。

7月25日の臨時理事会において、会長選任に関わるワーキンググループよりこれまでの選考の経緯が説明され、嶋岡副会長を会長として推薦したい旨の提案があったが、以下の意見交換を行った結果、7月25日の理事会においては会長選任の決議は見送ることとし、今回出された課題解決を図ったうえで、8月29日に改めて臨時理事会を開催して会長の選任を行うことので了承された。

<以下、主な意見>

- ・スーパーリーグ構想を実現させるための重要な時期に、Vリーグ機構で常勤の会長、JVAで非常勤の会長を務めることで何を実現しようとしているのかを明確にする必要がある。また、Vリーグ機構の理事会にて了解を得たとの事だが、スーパーリーグに参加する全てのチームへの説明を丁寧にしないとスーパーリーグ構想にも悪い影響を及ぼしかねない。Vリーグ機構側において各チームに対して、丁寧に説明する時間を設けるべきだ。
- ・嶋岡氏についてはバレーボール界を代表するオリンピックであり適任だと思うが、やはり、Vリーグ機構との兼任が気がかりだ。連携を取るということはそれなりにメリット・デメリットの両面がある。特に兼任となることで、利害が対立する場面でご自身が辛い立場に置かれる可能性があるのでは。バレーボール界が危機的状況ならばJVAの活動に重きを置くことはできないか。
- ・今回の嶋岡氏の兼務の件に限らず、将来を見据えて専務理事の役職を新たに設け、代表理事2名体制を取りたい。その場合、事務局長と専務理事の機能をわけ、専務理事が会長を補佐する体制を整えたい。正式には評議員会の決議が必要であるが、そうなれば会長が非常勤の体制でも、運営できるのではないか。

以上の説明を受けた評議員から新会長の候補者を探す過程における、外部からの会長候補者の選考状況について質問があった。

それに対して、ワーキンググループより「企業の社長、会長経験者で、バレー経験者でもある2名の方にお声掛けさせていただいた。JVAの動向にも関心を寄せている方達ではあるが、現役社長ではなくても、現在も社外取締役を3、4社掛け持ちしており、現時点では仕事の整理が難しいとのご返事であった。力及ばず申し訳ないが、8月の段階で、評議員会にお示しできる候補者がいなかった。」との回答があった。

- 次に、本日の決議事項である定款の改定についての説明があった。今回の提案は、会長を補佐し組織体制を強化するための「代表理事2名体制と専務理事の新たな配置」のために必要な定款の改定である。  
併せて、理事会からの提案により役職の英語表記については、定款からは削除したい旨が説明された。

改定前	理事会改定案
<p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。</p> <p>2 評議員のうち、1 名を評議員会議長(外国に対しては Chairman と称する)とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(評議員)</p> <p>第 14 条 この法人に、評議員 15 名以上 20 名以内を置く。</p> <p>2 評議員のうち、1 名を評議員会議長(外国に対しては <del>Chairman</del> と称する)とする。</p> <p>(以下省略)</p>
<p>(役員の設置)</p> <p>第 29 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長(外国に対しては President と称する)とする。また、会長以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。</p> <p>4 必要と認める場合には、理事のうち 3 名以内の副会長(外国に対しては Senior Vice President と称する)を置くことができる。</p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第 29 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15 名以上 20 名以内</p> <p>(2) 監事 3 名以内</p> <p>2 理事のうち 1 名を会長(外国に対しては <del>President</del> と称する)、<u>1 名を専務理事</u>とする。また、会長、<u>専務理事</u>以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。</p> <p>3 前項の会長 <u>及び専務理事</u>をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。</p> <p>4 必要と認める場合には、理事のうち 3 名以内の副会長(外国に対しては <del>Senior Vice President</del> と称する)を置くことができる。</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、<u>専務理事</u>及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(以下省略)</p>

<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、業務執行理事その他の理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長及び<b>専務理事</b>は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、業務執行理事その他の理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第 38 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定</p> <p>(2) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定</p> <p>(4) 会長、副会長及び業務執行理事の選任及び解職</p> <p>(5) 理事の担当職務の決定</p> <p>(6) 理事の職務の執行の監督</p>	<p>(権限)</p> <p>第 38 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。</p> <p>(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定</p> <p>(2) 規則の制定、変更及び廃止</p> <p>(3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定</p> <p>(4) 会長、副会長、<b>専務理事</b>及び業務執行理事の選任及び解職</p> <p>(5) 理事の担当職務の決定</p> <p>(6) 理事の職務の執行の監督</p>

提案を受けて、評議員からは下記意見が出された。

- ・この定款案だと会長に事故あるときに専務理事が代わりを務めることになると思うが、本来ならば副会長ではないのか。ここに専務理事を持ってくるとなると副会長の役割が見えない。副会長にも代表権を持たすべきではないか。
- ・専務理事は業務執行理事の認識で間違いないのか。
- ・専務理事を置くことが前提でも、専務理事の代表権の有無は選択ができる様にしてはどうか。
- ・専務理事を置かない状況があるかもしれないので、必ず置くではなく、必要に応じて置くことが出来るよう、柔軟性を持たせてはいかかがか。

これらの意見を受けて、JVA の組織体制においては、副会長は代表権を持たない前提で考えている。また、代表理事に関しては代表権を持つ業務執行理事であるとの説明があった。

■これらの意見を受け、定款第 29 条の 2 項を「理事の内 1 名を専務理事とすることができる」と文言を変更することについての決議が諮られ、承認可決された。

引き続き評議員からは下記意見が出された。

- ・専務理事を置く置かないは理事会で判断していただければ良い。他のスポーツ競技団体同様に、本来は専務理事、常務理事を置き、合理的にバレーボール協会の運営を行うことが理想だと思っている。
- ・代表理事を 2 名置きたいという理事会からの要望であるが、その代表権は会長に加え、副会長か専務理事どちらかで選べるようにしたらどうか。
- ・副会長に代表権を持たせることについては、本日の評議員会では決められない。本件については別途議論する必要がある。
- ・第 31 条に関連して、代表理事が二人になった際の具体的な役割分担が見えてこない。

この質問に対して、経済同友会や経団連は会長や執行役員の役割を明確にした執行ガイドラインを定めている。JVA もガイドラインがないのであれば、将来的には制定する必要がある。これは定款に定める必要はなく、別途規定として作成すべきとの説明があった。

■これらの意見を受けて、第 29 条の 3 項「前項の専務理事をもって同法上の代表理事とすることができる」と文言を修正することについての決議が諮られ、承認可決された。

■第 29 条の修正に関連して、第 31 条 2 項を「会長及び代表理事に選定された専務理事は…」と文言を修正することについての決議が諮られ、承認可決された。

公益財団法人日本バレーボール協会 定款 (評議員会改定承認)

(評議員)

第14条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長(外国に対してはChairmanと称する)とする。

(以下省略)

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長(外国に対してはPresidentと称する)とする。また、理事のうち1名を専務理事とすることができる。会長以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、前項の専務理事をもって同法上の代表理事とすることができる。
- 4 必要と認める場合には、理事のうち3名以内の副会長(外国に対してはSenior Vice Presidentと称する)を置くことができる。

(役員の選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(以下省略)

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長及び代表理事として選定された専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、副会長、業務執行理事その他の理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する

(権限)

第38条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 理事の担当職務の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督

以上をもって、議事の全ての審議を終了した為、議長は16:00に閉会を宣した。